



# 宮古労基署ニュース

## 死亡災害ゼロ継続日数

宮古署管内 令和8年6月1日時点

**建設業 1495日**      **その他の業種 917日**



## 6月は「全国安全週間」の準備期間です！

**多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場**

**全**国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で**99回目**を迎えます。

期間	全国安全週間	7月1日(水)から7月7日(火)まで
	準備期間	6月1日(月)から6月30日(火)まで



準備期間中及び全国安全週間では、以下の取り組みをお願いします！

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施



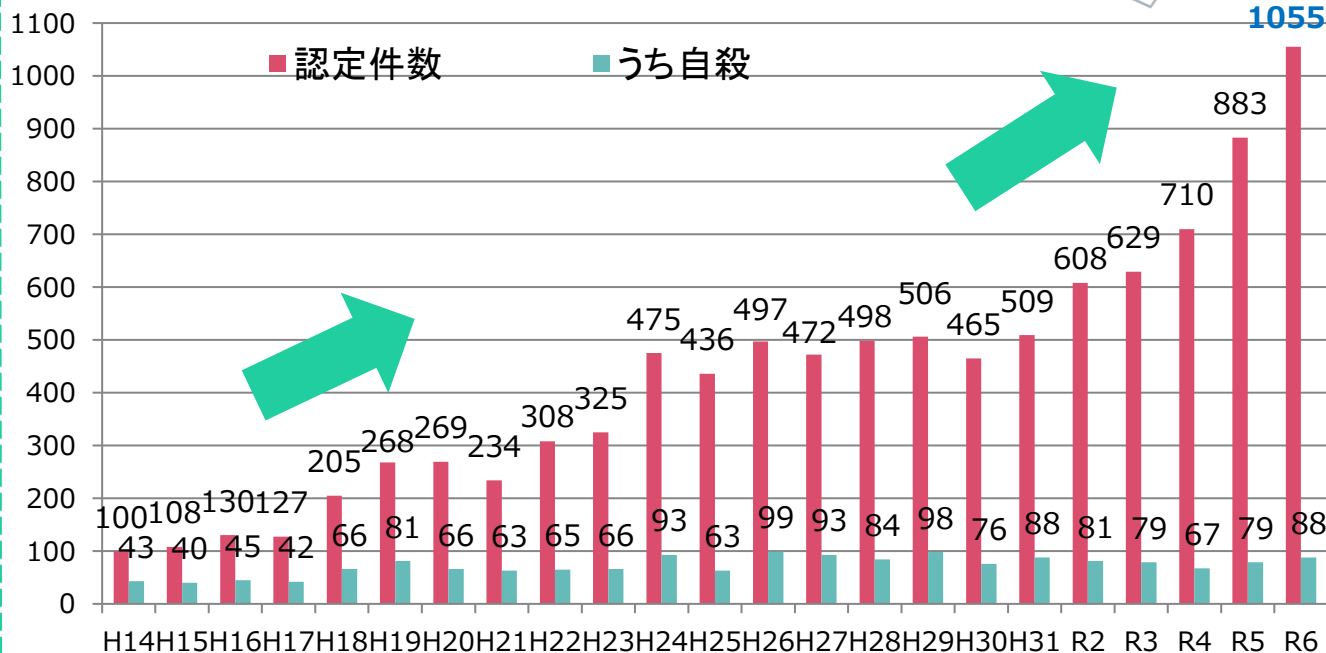
詳細についてはこちらから➡



# 2028年4月1日からすべての事業場でストレスチェックが義務化されます！

2025年5月に公布された改正安全衛生法により、労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務化され、施行日については「公布の日（2025年5月14日）から3年以内に政令で定める日」とされていましたが、5月に開催された労働政策審議会の分科会において、施行期日が「**2028年4月1日**」と明示されました。

## 精神障害の労災支給決定件数の推移



出典：過労死等の労災補償状況

○精神障害の労災支給決定件数は増加傾向にあり、令和6年度には1055件と過去最多

## メンタルヘルス対策の体系

1次予防（メンタルヘルス）

不調の未然防止

2次予防

（早期発見・適切な対応）

3次予防

（職場復帰支援）

○ストレスチェック制度は、特に1次予防のための措置を強化する観点から導入されました。

## 「こころの耳」のご紹介



ストレスチェックの導入や実施に役立つポイントをまとめています。（働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」）

詳しくはこちらから➡



## 労基法のポイント①～管理監督者～

### あなたの会社の管理監督者の範囲は適正ですか？

#### よくある質問



**Q1** 管理監督者ってなんですか？

**A1** 「管理監督者」は労働条件の決定その他労務管理について**経営者と一体的な立場にある者**をいい、労働基準法で定められた労働時間、休憩、休日の規制を受けません。

**Q2** 管理職であれば管理監督者ですよね？

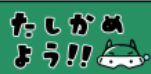
**A2** いいえ。管理職のごく一部の方が管理監督者であるかも知れないという感覚（「役員の一步手前の労働者」のイメージ）が正しいと思います。管理監督者に該当するかどうかは、役職名ではなく、その職務内容、責任と権限、勤務態様等の実態によって判断します。

**Q3** 管理監督者に該当するかどうかは、どのように判断するのですか？

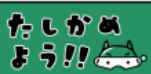
**A3** 管理監督者に該当するかどうかは、以下に掲げる判断基準に基づき、**総合的に判断**します。



労働時間、休憩、休日等に関する規制の枠を超えて活動せざるを得ない重要な**職務内容**を有していること。



労働時間、休憩、休日等に関する規制の枠を超えて活動せざるを得ない重要な**責任と権限**を有していること。



現実の**勤務態様**も、労働時間の規制になじまないようなものであること。



**賃金等**について、その地位にふさわしい**待遇**がなされていること。

**Q4** 管理監督者の範囲が適正でない場合、どのようなリスクがありますか？

**A4** 【民事裁判でのリスク】管理監督者に該当しない者を管理監督者に該当するとして取り扱い、時間外労働に対する割増賃金を支払っていない場合、未払いとなっている割増賃金額だけでなく、付加金（最大で未払い割増賃金額と同額）の支払いを命じられる場合もあります（1千万円以上が命じられることもあります）。

【刑事裁判でのリスク】管理監督者に該当しない者を管理監督者に該当するとして取り扱い、時間外労働に対する割増賃金を支払っていないことについて、労基法第37条違反として罰金刑に処せられた事例もあります。



【詳細はこちら↑】

**Q5** 管理職がいる会社では必ず管理監督者を置く必要がありますか？

**A5** 必要ありません。Q4のとおり多大なリスクがあるため、管理監督者を置かない会社も多く、最近の調査では4社に3社は管理監督者はいません。

## 労使関係セミナーのご案内



基調講演

# 職場の顧客ハラスメント対策

～新指針の概要、カスハラか否かの判断のポイント～

【講師】

原 昌登 氏

中央労働委員会東日本区域地方調整委員  
成蹊大学法学部法律学科教授

日時

令和8年7月3日（金） 13：30～16：00（開場13：00）

会場

岩手県教育会館 2階 多目的ホール

（盛岡市大通1丁目1-16）

○定員 100名（事前申込制・先着順）

○参加料：無料

※申し込み方法等、詳しくは中央労働委員会のHPのお知らせ  
「労使関係セミナーのご案内」をご覧ください。



中労委 労使関係セミナー

検索

おまけ



▶宮古署では最近有志（署長以下3名）による「宮古署花いっぱい運動」を開始しました。有志たちがそれぞれ自宅の庭から摘んだり、お店で購入したりしたお花を署内に飾っています♡

▶とある実験では、不快な写真を見せた後に花の写真を見せると、上昇した血圧が低下し、ストレスホルモンの分泌量が下がるという効果も判明しているようです。確かに、仕事中に飾っているお花が目に入ると、少し優しい気持ちになります。



【たしかめたんとお花】



【署長室のお花】